

公 告

令和6年2月20日

次のとおり一般競争入札（事後審査型）を行うので公告します。

株式会社 ひろしま港湾管理センター
代表取締役 甲田 良憲

1 業務内容等

- (1) 業務名
国際拠点港湾 広島港
航路標識灯保守点検業務
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 委託期間
令和6年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
- (4) 業務場所
広島港一円
- (5) 入札方法
総価で入札に付すこととし、郵便入札により実施する。郵便入札の方法等については、（別紙）「郵便入札の方法等について」によるものとする。
- (6) 入札書の記載方法等
落札決定に当たっては、入札書に記載された各項目の金額に当該金額の10パーセントに相当する金額をそれぞれ加算した金額（10パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 技術要件

ア 同種業務の履行実績

平成20年4月1日から公告日の前日までの間において航路標識灯、許可標識灯又は簡易標識灯の保守・点検業務（受託先は官公庁、民間企業を問わず。履行中も含む。）の県内での元請履行実績を有する者

3 入札日程等

- (1) 入札説明書及び仕様書等の入手方法等
 - ア 入手方法
当社ホームページ (<https://www.h-port.co.jp/>)
【発注情報】→【入札等公告】→【資料】からダウンロードすること。
 - イ 入手期間
令和6年2月20日(火)から令和6年3月1日(金)まで
 - ウ その他
当社ホームページからダウンロードできない等、入手方法に関し、問い合わせがある場合は、電話若しくは郵便等で、6 問合せ先に問い合わせること。

- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、次により書面を提出すること。
- ア 提出場所
〒734-0011 広島市南区宇品海岸一丁目13-13
株式会社ひろしま港湾管理センター
電話 (082) 250-7160
 - イ 提出期間
令和6年2月20日(火)から令和6年3月4日(月)17時00分必着
 - ウ 提出方法
(別紙)「郵便入札の方法等について」による。
- (3) (2)の質問に対する回答書は、当社ホームページ (<https://www.h-port.co.jp/>) 【発注情報】 → 【設計図書に対する質問・回答書】 からダウンロードすること。
- ア 閲覧期間
令和6年3月6日(水)まで
 - イ その他
当社ホームページからダウンロードできない等、入手方法に関し、問い合わせがある場合は、電話若しくは郵便等で、6 問合せ先に問い合わせること。
- (4) 入札書について、以下のとおり提出すること。
- ア 提出場所
〒734-0011 広島市南区宇品海岸一丁目13-13
株式会社ひろしま港湾管理センター
電話 (082) 250-7160
 - イ 入札書到達期限
令和6年2月20日(火)から令和6年3月7日(木)17:00必着
 - ウ 提出方法
(別紙)「郵便入札の方法等について」による。
 - エ 入札書に記載する日付
令和6年3月8日
- (5) 開札について以下のとおりとする。
- ア 場所
〒734-0011 広島市南区宇品海岸一丁目13-13
株式会社ひろしま港湾管理センター 本社会議室
電話 (082) 250-7160
 - イ 日時
令和6年3月8日(金) 11時00分
 - ウ その他
(別紙)「郵便入札の方法等について」による。

4 資格要件について

開札手続き終了後に、第一落札候補者に対して資格要件確認書類の提出を求めるものとし、提出を求める資格要件確認書類については入札後に別途依頼する。また、必要に応じて第一落札候補者以外の入札参加者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることがある。

5 その他

公告に記載のないものについては、共通事項による。

6 問い合わせ先

〒734-0011 広島市南区宇品海岸一丁目13-13
株式会社ひろしま港湾管理センター
電話 (082) 250-7160
問合せ時間は、午前9時から午後4時30までとする。

株式会社ひろしま港湾管理センター

一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) この公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外措置、下請制限措置となっていない者であること。
- (2) 会社更生法に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (4) 当該業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 労働保険の未適用及び直近1年間の保険料の未納がない者であること。
- (7) 次のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 取締役等役員及び従業員が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者である。又は、暴力団関係者が経営に実質的に関与している。
 - イ 役員が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしている。
 - ウ 役員が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している。
 - エ 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難される関係を有している。
 - オ 役員が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用などしている。

2 入札方法等

- (1) 電報又は郵送による入札は、認めない。

郵便による入札の場合は、郵便以外による入札方法を、認めない。

なお、本(1)以外に定める「入札」とは、通常の入札及び郵便による入札両方を指す。
- (2) 提出された入札書の書換え、引替え、又は撤回は、認めない。
- (3) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。
 - ア 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
 - イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
 - ウ 株式会社ひろしま港湾管理センター代表取締役社長において定めた入札に関する条件に違反したとき。
 - エ 入札者が二以上の入札をしたとき。
 - オ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。
 - カ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。
 - キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
 - ク 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
 - ケ 入札書の表記金額を訂正して入札したとき。
- (4) この入札に参加する者は、法令等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出すること。

ア 提出方法等

- (ア) 書面により入札に参加する者は、入札の際に入札書とともに誓約書を提出すること。
 - (イ) 書面により誓約書を作成し、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出すること。
 - a 提出者の商号又は名称
 - b 誓約書及び工事費内訳書が在中している旨
 - c 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日
 - (ウ) 上記により難い場合は、別に定める。
- イ 誓約書を入札時に提出していない場合又は誓約書に不備があった場合は、開札後、発注者が指示した提出期限内（依頼日から起算して概ね3日以内）に提出すること。発注者が指定した提出期限内に誓約書の提出がない場合は、失格とし、落札者としえないものとする。

3 入札保証金 免除する。

4 落札候補者の決定方法

- (1) 当社が定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を第一落札候補者とする。
- (2) 開札の結果、第一落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて第一落札候補者を決定する。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の応札がないときには、再度入札を実施する場合がある。

5 資格要件確認書類の提出

- (1) 株式会社ひろしま港湾管理センターは、改札手続きの終了後、第一落札候補者に対して、公告に定める資格要件を満たすものであるか確認するための書類（以下「資格要件確認書類」）の提出を求めるものとする。
資格要件確認書類の内容及び提出期限は株式会社ひろしま港湾管理センター代表取締役社長が定めるものとする。
- (2) 株式会社ひろしま港湾管理センターは、必要に応じて第一落札候補者以外の入札者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることができるものとする。
- (3) 資格要件確認書類の提出を求められた者が、審査の結果次のアからエのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。
 - ア 定める期限までに全ての資格要件確認書類を提出しない場合
 - イ 資格要件の確認のために発注機関の職員が行った指示に従わない場合
 - ウ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記入があった場合
 - エ 提出した資格要件書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合

6 落札者の決定方法

- (1) 第一落札候補者から提出を受けた資格要件確認書類等により当該工事等の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合はその者を落札者と決定し、その旨を通知する。
- (2) 第一落札候補者について、資格要件を満たしていることが確認できない場合は、その者が資格要件を満たしていないことを決定し、その旨を通知する。

以下、落札者の決定をするまで順次、資格要件を満たしていないことを決定された者を除く最低価格入札者から第5条の規定に準じて資格要件確認書類を提出させ、同様の審査を行うものとする。

この場合において、資格要件を満たしていないことを決定された者を除く最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、予め行ったくじ引きによって選ばれた一人の入札者について、優先的に審査して資格要件の確認を行うものとする。

7 契約保証金

請負代金額の10分の1を納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、又は株式会社ひろしま港湾管理センター代表取締役社長が必要ないと認める場合には、契約保証金の納付を免除する。

8 その他

- (1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 同種業務の履行実績における官公庁とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 国及び地方公共団体
 - イ 当該工事の発注当時において効力を有していた法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）
 - ウ その他、ア又はイに準ずる者

郵便入札の方法等について

1. 郵送による入札

本入札は郵送による入札であるため、「㈱ひろしま港湾管理センター一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」の「2 入札方法等」（1）のとおり、郵送以外による入札は、認められない。

2. 入札書の郵送方法等

- (1) 公告で指定する期日の17時までに当社の公告で指定する部署に必着するよう送付すること。
- (2) 外封筒及び内封筒の二重封筒とし、各封筒の表面には「入札書在中」と朱書するとともに、入札件名及び入札者の商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名。以下同じ。）を記載すること。
- (3) 入札書は内封筒に入れて封かんのうえ、外封筒に入れること。なお、入札書に記載する日付は開札日とする。
- (4) 入札書の送付方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とする。なお、入札書を持参することはこれを認めないものとする。
- (5) 当社は、「入札書在中」と記載のある郵送物を受領したときは、開札まで厳重に保管し、受領した入札書は、いかなる理由があっても開札まで内封筒を開封しない。
- (6) 一度提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

3. 質問書の郵送方法

- (1) 公告で指定する期日の17時までに当社の公告で指定する部署に必着するよう送付すること。
- (2) 入札参加者には、仕様書等について質問があるときは次に掲げる方法により「質問書を郵送すること。
- (3) 封筒の表面には「質問書在中」と朱書するとともに、入札件名及び入札者の商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名。以下同じ。）を記載すること（入札書と異なり、必ずしも二重封筒とする必要はない）。
- (4) 質問書の送付方法は、普通郵便、一般書留又は簡易書留のいずれかとする。なお、質問書を持参することはこれを認めないものとする。
- (5) 当社は、「質問書在中」と記載のある郵送物を受領したときは、速やかに開封し、公告に定める回答書閲覧期限までに当社ホームページに質問に対する回答を掲示する。

4. 入札の無効

「㈱ひろしま港湾管理センター一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」「2 入札方法等」（3）の「次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。」に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 上記2に定める方法以外の方法により入札書が提出された入札
- (2) 公告で入札書以外に必要書類（以下「必要書類」という。）の提出が定められている入札において、必要書類を同封しない者がした入札
- (3) 指定期限を過ぎて到達した入札

- (4) 入札書等の提出後、開札までに入札条件を満たさなくなったことを届け出た者のした入札
- (5) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札

5. 開札方法等

- (1) 開札は、公告に示す日時及び場所において行うものとする。
- (2) 開札に当たっては、入札執行者のほか、入札事務にかかわらない従業員を1名以上立ち合わせるものとする。
- (3) 入札者又はその代理人（以下、本条及び次条においては「入札立会者」という。）が、開札時に立ち会うことを認める。なお、代理人が入札立会人を行う場合は委任状を持参することを求めるものとする。

ただし、開札日において、広島県が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象地域となっている場合は、入札者又はその代理人の立会いは認めないものとする。

6. 落札者等の決定方法

- (1) 入札参加者のうち、無効入札となった者を除いた者を有効入札者とする。
- (2) 有効入札者のうち、その契約の目的に従い、予定価格の制限の範囲内で最高の価格又は最低の価格により入札した者を落札候補者とする。
- (3) ただし、一般競争入札（事後審査型）においては、有効入札者のうち予定価格の制限の範囲内の価格により入札をした者を落札候補者とし、その契約の目的に従い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の者から順に審査を行い、最初に資格要件を満たした者を落札者とする。
- (4) 落札又は落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに入札立会者にくじを引かせて落札候補者の順位を定めることとする。

この場合において、くじを引くべき入札者が当該入札の入札立会者として参加していない場合は、入札事務にかかわらない従業員が当該入札者の代わりにくじを引くこととする。

- (5) 全ての有効入札者の入札額が、設定した予定価格の制限の範囲を超えるときは入札の不成立とし、落札候補者を決定しないものとする。なお、再度入札は行わないものとする。

以 上